

○久喜市指定文化財維持等交付金交付要綱

平成26年 5月21日

教育委員会告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、文化財の適切な保存を図るため、指定文化財の日常的な維持、管理及び後継者育成を行う者に対し、当該維持、管理及び後継者育成に要する経費の一部に充てさせるための費用として、予算の範囲内において久喜市指定文化財維持等交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の交付金の交付に関しては、文化財保護法（昭和35年法律第214号。以下「法」という。）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「県条例」という。）、久喜市文化財保護条例（平成22年久喜市条例第106号。以下「条例」という。）及び久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「文化財」とは、法、県条例及び条例によって定められた文化財をいう。

2 この告示において「指定文化財」とは、指定有形文化財等及び指定無形文化財等をいう。

3 この告示において「指定有形文化財等」とは、法、県条例及び条例の規定に基づき、国、埼玉県又は市から指定を受けた有形文化財及び有形の民俗文化財をいう。

4 この告示において「指定無形文化財等」とは、法、県条例及び条例の規定に基づき、国、埼玉県又は市から指定を受けた無形文化財及び無形の民俗文化財をいう。

(交付申請者)

第3条 この告示の規定に基づき交付金の交付の申請をすることができる者は、次の各号に掲げる文化財の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 指定有形文化財等 指定有形文化財等の所有者（当該所有者に代わり管理責任者が選任されている場合にあつては、当該管理責任者）。ただし、当該文化財が公共機関等に寄託されている場合は交付金の交付の申請の対象としない。
- (2) 指定無形文化財等 指定無形文化財等の後継者育成団体（当該指定無形文化財等を保持する者が主たる指導員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。）

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 指定無形文化財等 年額30,000円
- (2) 指定有形文化財等 年額10,000円

(交付申請)

第5条 交付金の交付を申請しようとする者（次条において「申請者」という。）は、指定文化財維持等交付金交付申請書兼請求書（様式第1号。次条において「申請書兼請求書」という。）を、次の各号に掲げる文化財の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 指定有形文化財等 当該文化財等の現況写真
- (2) 指定無形文化財等 当該文化財等を保持する者が主たる指導員として後継者を育成していることが確認できる写真

(交付決定等)

第6条 市長は、申請者から申請書兼請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付について決定し、交付金の額を確定したときは、指定文化財維持等交付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、交付金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により交付金を交付しないことを決定したときは、指定文化財維持等交付金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日教委告示第25号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月25日教委告示第12号）

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和8年4月24日教委告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。